

	115	304,300	349,900			
	116	304,600	350,300			
	117	304,900	350,900			
	118	305,300	351,300			
	119	305,600	351,700			
	120	306,000	352,100			
	121	306,300	352,500			
再任用 の警察 職員		222,100	264,200	289,600	332,900	

(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(実施規定)
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(給与の内払)
- 3 この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成31年4月1日以後の分として警察職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

警務課



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第32号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「、第2号」を削り、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号中「前項第3号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 前項第2号の業務 500円（当該業務が深夜に行われるときは800円）

(3) 前項第3号の業務 600円（当該業務が深夜に行われるときは900円）

第5条第2項第1号中「500円」を「500円（当該作業が深夜に行われるときは800円）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第33号

工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

工科短期大学校管理規則（平成6年長野県規則第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第35条」に、「第37条」を「第36条」に改める。

第30条第1項中「及び受講料」を「、受講料及び寄宿料」に改める。

第31条第1項中「及び受講料」を「、受講料及び寄宿料」に改め、同条第2項中「又は受講料」を「、受講料又は寄宿料」に改める。

第34条中「又は受講料」を「、受講料又は寄宿料」に改める。

第35条中「及び受講料」を「、受講料及び寄宿料」に改める。

第36条を削り、第37条を第36条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人材育成課

人 事 課

地方卸売市場等に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

令和元年12月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第34号

地方卸売市場等に関する条例施行規則を廃止する規則

地方卸売市場等に関する条例施行規則（昭和46年長野県規則第79号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

農業政策課農産物マーケティング室

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月19日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

別表第3の短大卒の1 短大3卒の項の(1)中「卒業」を「卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」に改め、同表の短大卒の2 短大2卒の項の(1)中「卒業」を「卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」に改める。

43	41
43	42
44	43
44	44
45	45
46	45
47	46
48	46
49	47
50	47
51	48
52	48
53	49
53	50
54	51
54	52
55	53
55	54
56	55
56	56
57	57
57	57
58	57
58	58
59	58
59	58
60	59
60	59
61	59
61	60
61	60
62	60
62	61
62	61
63	62
63	62

別表第7のイ中

を に、

】

38
39
40
41
41
42
42

37
38
38
39
39
40
40

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32

25
26
26
26
27
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32

に改め、同表のウ中

26
27
28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
31
31
31
31
32

25
26
26
27
27
28
28
29
29
29
29
30
30
30
31
31
31
31
31

を

に改め、同表のエ中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47

41
42
42
42
43
43
43
43
44
44
45
45
46
46
46
46
47
47

に改め、同表のカ中

38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43

37
38
38
38
39
39
39
39
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43

44	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
46	45
46	45
46	45
46	45
47	46
47	46
47	46
47	46
48	47
48	47
48	47
48	47
49	48
49	48
50	48
50	49
50	49
51	49
51	50
51	50
52	50
52	51
52	51
53	51
53	52
53	52
54	52
54	53
54	53
55	53
55	54
55	54
56	54
56	55
56	55
57	55
57	56
57	56

30
31
32
33
33
34
34
34
35
35
35
36

に、を

を

」

57	56
58	57
58	57
58	57
58	58
59	58
59	58
59	59
59	59
60	59

」

32	に改め、同表のキ中	45	を
33		46	
33		46	
34		47	
34		47	
35		48	
35			

」

29
30
30
31
31
32

42
43
44
45

41
42
42
43
43
44
44

に改め、同表のク中

46
46
47
47
48
48
49
49

を

45
46
47

1

50
50
51
51
52

51

67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
69

1

66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68

1

62
62
63
63
64
64
65
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66
66
67
67

	61
	62
	62
	62
	63
	63
	63
	64
	64
	64
	65
	65
	65
	65
	65
	65
	65
	66
	66
	66
	66
を	66

三

に改め、同表

42
42
43

41
42
42

のヶ中	43	を	42	に改め、同表のス中	53	を	50	に、	28	を	
	44		43		54		51		29		
	44		43		54		52		29		
	45		43		55		53		30		
	45		44		55		54		30		
	45		44		56		55		31		
	46		44		56		56		31		
	46		45		57		57		32		
	46		45		57		57				
	47		46		58		58				
	47		46		59		58				
					59		58				
					60		59				
					60		59				
					61		59				
					61		60				
					61		60				
					62		60				
					62		61				
					62		61				
					63		62				
					63		62				
〔		38		37		26		26		26	
〔		39		38		26		27		27	
〔		40		38		27		28		28	
〔		41		39							
〔		41		39							
〔		42		40							
〔		42		40							
〔		43		41							
〔		43		42							
〔		44		43							
〔		44		44							
〔		45		45							
〔		46		45							
〔		47		46							
〔		48		46							
〔		49		47							
〔		50		47							
〔		51		48							
〔		52		48							
〔		53		49							

25
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
30
31

に改める。

」

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）別表第7及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の職員の給与に関する規則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の職員の給与に関する規則の規定による号俸とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会と協議して号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会事務局

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月19日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第4号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「第17条の10第1項第2号」を「第17条の10第1項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 一般職員給与条例第17条の10第1項第2号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職で、獣医師免許を必要とする職員の職とする。

第4条各号中「第2条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第5条第1号中「第17条の11第2号及び」の次に「第3号並びに」を、「期間」の次に「(年齢60年に達した者にあっては、年齢60年に達した日以後における最初の3月31日までの期間)」を加え、同条第2号中「第2条第2項」の次に「又は第3項」を、「第17条の11第2号及び」の次に「第3号並びに」を加える。

第6条中「及び」の次に「第3号並びに」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員のうち、施行日前にこの規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間が施行日の前日までに満了しないこととなるものは、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年長野県条例第15号）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。以下「改正後の条例」という。）第17条の10第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員とする。

3 前項に規定する職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び額は、当該職員に対して施行日前に改正後の条例及び改正後の規則の規定が適用されていたものとして初任給調整手当を支給されることとなる日から初任給調整手当を支給されていたものとした場合に、施行日以後においてなお支給されることとなる支給期間及び額とする。

人事委員会事務局

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月19日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年長野県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号中「1万500円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会事務局